

基本理念Ⅲ すべての子どもの健やかな育ちが等しく保障される環境の整備

基本施策 4 子育てに関する多様な支援の充実

施策 ① 親子の交流や相談の場の充実

○施策の目的

子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して子育てができる環境の整備を図る。

○現状と課題

- 平成25年度に実施した島根県少子化に関する意識調査から、「子育てに負担や不安を非常に強く感じる・どちらかといえば感じる」と回答した割合が、前回調査（H20年度実施）と比べ5.1ポイント増加しています。（70.1%→75.2%）
- 子育てに不安感や負担感を感じている保護者が多いことから、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場づくりを進める必要があります。
- 核家族化、地域社会における結びつきの希薄化により、特に在宅で子育てをしている家庭においては、日常的な支援窓口がまだ充分ではなく、また、子育ての負担をおもに母親が担うなど不安感や孤立感が大きいことから、子育て家庭が身近に利用できる相談窓口や子育てに関する情報提供を行っていく必要があります。
- 子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用し、子育てへの不安感や負担感を解消できるよう、助言・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施していく必要があります。

○施策の方向性

- 子育てに関する不安感や負担感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場の設置を促進していきます。
- 身近なところで相談・指導・情報提供を受けられることができるよう、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりをおこなうとともに、保護者等が施設・事業等を円滑に利用できるための支援を行っていきます。
- 保護者等が施設・事業を円滑に利用できるよう、保護者等と施設・事業の橋渡しをすることができる人材の養成を行います。

○目的を達成するための主な事業

事業名：親子の気軽な交流の場の設置		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	子育てに関する不安感や負担感、孤立感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場（子育てサークル等）の活動を支援します。  ○しまねすくすく子育て支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：地域の子育て支援機能の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	子育てに関する不安感・負担感の増大に対応するため、「子育て親子の交流の場の提供」「子育て等に関する相談・援助」「地域の子育て関連情報の提供」を行っている、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。 また、国補助対象とならない子育て支援センターに対しても必要な経費を補助することで、国基準に基づく子育て支援センターの設置が困難な地域においても、子育て支援機能の充実が図れるよう支援を行います。  ○地域子育て支援拠点事業 ○しまねすくすく子育て支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：子どもと家庭電話相談室の設置		
担当課	青少年家庭課	概要
実施主体	県	育児やしつけなど子育ての悩みを気軽に相談できるよう、電話相談室を設置します。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：子育てに関する情報提供の充実		
担当課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	子育て等に関する必要な情報が得られるよう、インターネットやパブリシティの活用やフリーペーパーの発行を行うとともに、市町村と連携した情報提供の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○しまねすくすく子育て支援事業

## 施策② 教育・保育等の提供体制の確保・充実

### ○施策の目的

地域の教育・保育ニーズに対応した施設の確保や中山間地域における子育て拠点を積極的に支援し、教育・保育等の提供体制の確保・充実を図る。

### ○現状と課題

- 一部の市町において保育所入所待機児童が生じていることから、待機児童解消のため、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- 中山間地域等においては、子どもの数の減少等により、保育所の維持が困難な状況が発生しています。また、県全体としても、市町村が実施したニーズ調査結果によると、今後、幼稚園・保育所等を利用する児童は減少していくことが見込まれます。このため、各々の地域の状況に応じた教育・保育、子どもの健やかな育ちが実現できるよう、子育て環境づくりを積極的に支援していく必要があります。
- 質の高い教育・保育、地域型保育事業の提供に当たって基本となるのは人材であるため、幼稚園教諭、保育士等の確保及び養成を総合的に推進していくとともに、研修の充実等による教育・保育に従事する者の専門性を高める等、資質の向上を図る必要があります。
- 就労形態の多様化に伴い、様々な保育ニーズへ対応するために地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要があります。
- 放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しており、待機児童も発生していることから、小学校の余裕教室の活用等により、地域のニーズに対応した放課後児童クラブの受入れ児童数の確保を図る必要があります。
- また、教育委員会と福祉部局が連携の下、放課後子ども総合プランに基づく取り組みを円滑にすすめるため、放課後児童クラブと放課後子供教室の合同研修の充実等により指導に従事する者の資質の向上を図る必要があります。

### ○施策の方向性

- 計画に定める区域ごとに、ニーズに対応した認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、放課後児童クラブ等の定員数（受入れ児童数）の確保を市町村と連携して推進するとともに、運営費の助成を実施します。
- 地域の子どもは地域で育てるという考えのもと、過疎地域においても保育所等の子育て支援の拠点となる施設が継続できるよう、運営費の助成を実施します。
- 多様なニーズに対応するため、地域子ども・子育て支援事業の充実を図るとともに、国基準を満たすことができない小規模な事業に対しても経費の一部を補助することで、中山間地域等における子育て支援の充実を図ります。
- 就職相談会の開催、潜在保育士の就職支援等により保育士の確保に努めます。
- 教育・保育等の質の向上のため、幼稚園教諭、保育士等、子育て支援に係る者の専門性を高める等、資質の向上のための研修の充実を図ります。

- 放課後児童支援員の認定資格研修を実施し、放課後児童クラブに従事する者の確保に努めます。
- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の質の向上のため、放課後児童クラブ、放課後子供教室に従事する者の専門性を高める等、資質の向上のための研修の充実を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村・民間	市町村と連携し、計画に設定した区域（P99参照）の保育ニーズに対応した施設整備等により、受入れ児童数の確保に取り組みます。 特に、市町村子ども・子育て支援計画に定められた提供体制確保方策を推進するための取り組みについて積極的に支援します。
事業期間	平成27～31年度	○保育所緊急整備事業 ○認定こども園整備事業

事業名：認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援		
担当課	総務課 青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	認定こども園、幼稚園、保育所等に入所している児童が心身ともに健やかに成長できるよう、子ども・子育て支援法に基づき運営に要する経費を助成するほか、子ども・子育て新制度に入らない私立幼稚園に対しても私学助成金を支給します。 また、過疎地域等において保育所運営が継続できるよう、定員20人で入所児童数が定員に満たない保育所に対して運営に要する経費を助成します。
事業期間	平成27～31年度	○私立学校振興費補助金交付事業 ○しまねすくすく子育て支援事業

事業名：教育・保育等に従事する者の確保		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>幼稚園教諭、保育士等の人材を確保するための取り組みを行い、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業等の受入れ態勢の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士養成施設新規卒業者確保</li> <li>○保育士の就業継続支援</li> <li>○保育士・保育所支援センター設置</li> <li>○再就職前研修の実施</li> <li>○保育士修学資金貸付事業</li> <li>○認可外保育施設保育士資格取得支援事業</li> <li>○保育士採用2～5年目研修</li> </ul>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：教育・保育等に従事する者の質の向上		
担当課	青少年家庭課 教育指導課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。</p> <p>また、研修を通じて、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取り組みの促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育士現任研修（中堅コース）</li> <li>○保育所指導的職員研修</li> <li>○乳児保育推進研修</li> <li>○障がい児保育推進研修</li> <li>○就学前人権・同和教育講座</li> <li>○幼保小連携講座</li> <li>○就学前の気にかかる子どもの理解と支援講座</li> <li>○子育て支援員研修</li> <li>○地域子育て支援センター担当者研修</li> <li>○ファミリー・サポート・センター担当者研修会</li> <li>○子育て支援者スキルアップ講座（障がい児の預かり人材養成講座）</li> </ul>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：多様なニーズに対応した子育て支援事業の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村・民間	子育て中の保護者とその家庭の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援事業に要する経費を補助することで事業を推進し、子育てと仕事の両立や子育て不安の解消を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して経費を助成することで、中山間地域等でも多様なニーズに対応した子育て支援事業が実施できるよう支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○地域子ども・子育て支援事業 ○しまねすくすく子育て支援事業

事業名：教育・保育の情報の公表		
担当課	青少年家庭課	概要
実施主体	県	施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者が多様な施設から利用する施設が選択できるよう、必要な情報の公開を行っていきます。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：放課後児童健全育成の推進		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村・民間	保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余裕教室や児童館等を利用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の推進を図ります。 また、国基準を満たすことができない小規模な事業等に対して運営等に要する経費を助成することで、中間地域等における放課後児童クラブの運営を支援します。
事業期間	平成 27～31 年度	○放課後児童健全育成事業 ○しまねすくすく子育て支援事業

事業名：放課後児童健全育成に従事する者の質の向上		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村・民間	<p>子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブに従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められることから、放課後児童支援員の認定資格研修を実施します。</p> <p>また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に従事する者等への合同研修を実施し、放課後児童クラブ・児童館等における活動の質の向上を図ります。</p> <p>○放課後児童支援員認定資格研修 ○放課後子ども総合プラン研修会</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

## 施策③ 経済的負担への対応

### ○施策の目的

児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等の医療費の自己負担の軽減や特定不妊治療費の助成等、子育てに関する経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを推進する。

### ○現状と課題

- 島根県少子化に関する意識調査によると、「理想の子どもの数」と「実際に予定している子どもの数」に差が生じていますが、その理由は「子どもを育てるのにお金がかかる」が第1位となっています。
- 行政に期待する施策では「子育てに伴う経済的負担を軽くする」が最も高くなっています。経済的負担の軽減の施策で期待されているのは、「教育費」、「保育料」が上位となっていることから、これらの経済的負担の軽減を図る施策を実施していく必要があります。
- 経済的負担の軽減は全国的な課題であり、税制や社会保障制度での対応など、国レベルでの抜本的な取り組みが必要ですが、県では、第3子以降3歳未満児の保育料の軽減や医療費の助成など、独自の軽減策を行っています。
- 乳幼児等医療費の助成については、就学前までの幼児等の入通院等に対する助成事業を全市町村で実施しています。
- 技能習得や就学に際しては、生活福祉資金貸付制度や奨学金制度を積極的にPRし、利用の促進を図る必要がある。

### ○施策の方向性

- 児童手当の給付、保育料の軽減、乳幼児等医療費の自己負担軽減を行うことで、子育てに関する経済的負担の軽減を図ります。
- 特定の不妊治療（体外受精・顕微授精）に対する助成を行い、子どもを生ま育てたいと考えている夫婦の経済的負担の軽減を図ります。
- 高校生等に対する奨学金の貸し付け、教育費に充てるための給付金の支給等を通して教育費の経済的負担に対応するとともに、教育の機会均等を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：児童手当の給付		
担当課	青少年家庭課	概 要 次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校終了までの児童を養育している者に対し支給される児童手当の財源の一部を児童手当法に基づく負担割合で負担します。
実施主体	国・県・市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：保育料の軽減		
担当課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業） 保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、第3子以降3歳未満児の保育料を軽減するために必要となる経費の一部を補助します。  ○第3子以降保育料軽減事業
実施主体	市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：乳幼児等医療費の助成		
担当課	健康推進課	概 要 乳幼児等の医療費の自己負担を軽減し、医療を受けやすくするとともに、子育てに係る負担の軽減を図ります。
実施主体	市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：特定不妊治療費の助成		
担当課	健康推進課	概要
実施主体	県	体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、治療1回につき15万円（治療法によっては7万5千円）を上限として6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 （平成27年度までは従前制度の経過措置期間）
事業期間	平成27～31年度	

事業名：生活福祉資金の貸付		
担当課	地域福祉課	概要
実施主体	民間	低所得者世帯に属する者等の経済的負担に対応し、経済的自立及び生活意欲の助長の促進を図るため、就学や技能を習得するのに必要な経費等に対し、生活福祉資金の貸し付けを行います。
事業期間	平成27～31年度	

事業名：奨学のための給付金の給付		
担当課	学校企画課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	特に教育費負担の大きい低所得者世帯に対して、教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の就学を支援します。  ○高等学校等就学支援事業
事業期間	平成27～31年度	

事業名：島根県高等学校等奨学金の貸付		
担当課	学校企画課	概要（○：主な事業）
実施主体	(公財) 島根県育英会	保護者の経済的負担に対応し、教育の機会均等を図るため、高等学校奨学金の貸し付けを行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○島根県高等学校等奨学事業

事業名：生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資		
担当課	雇用政策課	概要
実施主体	民間	県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金（教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金）を金融機関に預託します。
事業期間	平成 27～31 年度	

## 基本施策5 子どもを守り育てる仕組みづくり

### 施策① 人権が尊重される社会の実現

#### ○施策の目的

すべての子どもの権利が尊重され、健やかな育ちが等しく保障される社会の実現を図る。

#### ○現状と課題

- 子どもが人格をもった一人の人間として尊重されるためには、すべての人々が、子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解する必要があります。
- 人権が尊重される社会を実現するためには、人格形成期において、他人を思いやる心、命の大切さ、ノーマライゼーションの理念、互いの差異を認めながらともに生きていくことの重要性など、豊かな人権感覚に裏付けられた「福祉の心」を育てていく必要があります。
- 児童虐待問題の深刻化、障がいのある子どもへの差別、ひとり親家庭等の子どもに対する偏見や差別等の問題を解決するためには、県民自らが人権問題を自分自身の問題として捉え、人権尊重に向けて主体的に取り組む気運を醸成する必要があります。
- ひとり親家庭等を取り巻く地域社会の中で周囲の理解不足による孤立、就職に対する社会の無理解、住宅確保の困難等の問題を解消するために、国及び関係機関と連携し、地域社会や事業主等への普及啓発を行っていく必要があります。

#### ○施策の方向性

- すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深めていく取り組みを進めます。
- 幼児期からの発達段階や地域の実情等を踏まえ、人権尊重についての理解を深める教育を行うとともに、家庭や地域と連携しながら、一人ひとりの子どもの学ぶ権利が保障された、学校・学級づくり等を進めることにより、互いの人権を尊重し、望ましい人間関係を築いていこうとする意識・意欲を高める取り組みを進めます。
- 障がいのある者やひとり親家庭等に対する差別が解消され、児童の生命に対する固有の権利が保障され、教育を受ける権利等が差別なしに尊重され、確保される社会の実現を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：人権教育の推進		
担当課	人権同和教育課	概要
実施主体	県	子どもたち一人ひとりが将来をたくましく切り拓いていく力を育むとともに、様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成をめざし、「進路保障」を柱とする人権教育を推進します。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：人権啓発事業		
担当課	人権同和対策課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識を高めるため、小学校・中学校・高等学校及び特別支援校の児童・生徒から人権啓発に関するポスターを募集し、優秀作品を広く紹介します。また、子どもから大人まで楽しみながら人権問題について学ぶイベントの開催や、学校・地域等へ啓発資料を貸し出すなどの人権啓発事業を実施します。
事業期間	平成 27～31 年度	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権啓発ポスター募集事業</li> <li>○「しまね人権フェスティバル」開催事業</li> <li>○人権に関する図書・DVD・パネル貸出事業</li> </ul>

事業名：人権研修事業		
担当課	人権同和対策課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	女性、子ども、障がいのある人などさまざまな人権課題に対する理解と認識を深めるため、県・市町村行政関係者等に対する人権研修を実施します。また、地域・企業等で開催される人権研修に啓発指導講師を派遣します。
事業期間	平成 27～31 年度	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○県・市町村行政関係者研修事業</li> <li>○啓発指導講師派遣事業</li> </ul>

事業名：教職員研修の充実		
担当課	人権同和教育課	<p style="text-align: center;">概 要</p> <p>教職員の人権感覚を高め、一人ひとりの人権が大切にされる教育現場を実現するために、保育所及び学校の教職員に対する研修の充実を図ります。</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：人権啓発の推進		
担当課	青少年家庭課	<p style="text-align: center;">概 要（○：主な事業）</p> <p>幼稚園、保育所、学校、地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われるよう、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取り組みを推進します。</p> <p>○人権問題解消に向けた啓発の推進</p>
実施主体	県・市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：職員等への研修等の実施		
担当課	青少年家庭課	<p style="text-align: center;">概 要</p> <p>関係職員及び各種相談員等に対する研修の実施を通じて人権意識の一層の向上に努めるとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重に向けて主体的に取り組んでいきます。</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

## 施策② 子どもと家庭の相談体制の強化

### ○施策の目的

子どもたちを守るとともに、健やかな成長を保障するために相談体制の充実・強化を図る。

### ○現状と課題

- 妊娠や出産、育児に悩む者が気軽に相談できるような相談窓口の設置や、適切に支援機関につながる取り組みを強化していく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会は全市町村に設置されていますが、構成機関相互の役割分担や連携、調整機関の機能強化により、協議会をより効果的に活用し、養育支援を必要とする子どもや家庭に適切に支援ができる体制をつくる必要があります。
- 子どもや家庭に関する問題が、複雑化、困難化している中、児童相談所の役割がますます大きくなっており、適切な対応を行うためには、人員の確保や専門性の向上など児童相談所の体制強化を図る必要があります。
- 障がいの診断のつかない子どもへの支援が難しい状況にあることから、関係機関が連携を密にして支援の取り組みを進めていく必要があります。
- 障がいがあるなど特別な支援が必要な子どもに対して、地域における保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、各種施策が体系的かつ円滑に実施することができるよう体制を整備していく必要があります。
- 特別支援学校の専門性は充実してきており、センター的機能における相談や訪問・助言回数は増加傾向にあり、特にセンター的機能の高等学校におけるニーズが高まってきています。一方で、高等学校における特別支援教育推進の現状が十分に把握できていない状況があるため、今後、高等学校のセンター機能の関わりを深めていく必要があります。
- ひとり親家庭等が増加する中、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を推進するとともに、ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るためには、これまでの経済的支援中心の支援から、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援などを含む総合的な支援が必要となっています。このため、ひとり親家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行っていく必要があります。
- 子どもの進学や就職への悩みを抱えるひとり親等が多いことから、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援や児童訪問援助等、ひとり親家庭等の児童を対象とした支援の拡充を行っていく必要があります。

### ○施策の方向性

- 市町村の児童相談体制の強化を支援するとともに、児童相談所の専門性を高め、市町村をはじめ児童委員等の関係機関と連携しながら、子どもと家庭の相談に適切に対応できる体制を充実させます。
- 障がいのある児童又は心の問題を抱える児童がいる家庭が安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制の充実を図ります。

- 市町村が配置するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携を行い、相談体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭等に対して、母子・父子自立支援員による総合的な相談や、島根県母子・父子福祉センターによる各種相談の充実を図ります。
- ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、市町村、関係機関と連携した相談支援体制の充実や施策・取り組みについての情報提供などし、総合的な支援を行います。
- 親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある児童の心の支えとなる児童訪問援助員派遣の取り組みを推進します。また、世代間の貧困の連鎖を防止するために、学習支援ボランティア等の派遣による学習支援など、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ子どもに対する支援の取り組みを推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：乳児家庭に対する支援の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○乳児家庭全戸訪問事業

事業名：市町村児童相談体制の強化支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	各市町村の要保護児童対策地域協議会（事務局）への専門職員の配置を促進し機能強化を図るため、専門研修を実施したり、市町村間の連絡調整や情報提供などを行います。 また、養育支援の必要な子どもや家庭を地域全体で支える取り組みを進めるため、住民の身近な支援者である主任児童委員を対象とした研修を実施します。
事業期間	平成 27～31 年度	○市町村相談体制支援事業 ○児童委員活動

事業名：児童相談所の専門性の向上		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	子どもと家庭の相談に適切に対応するため、児童相談所の職員体制を強化し、職員の資質向上に取り組みます。 子どもの社会性や自立性を伸ばすため、地域資源を活用した社会体験活動や家庭生活体験事業を実施します。 また、保護が必要な児童に対して、必要な支援を実施できるよう一時保護所の運営等の支援事業を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○子どもと家庭特定支援事業

事業名：障がい児やその家族に対する相談・情報提供体制の充実		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	障がい児やその家族が安心して地域生活を送ることができるよう、各種相談やサービス調整（障害児支援利用計画）、情報提供等を行うとともに、地域自立支援協議会において、支援体制の構築、資源の開発を進めていきます。
事業期間	平成 27～31 年度	○相談支援事業

事業名：心の問題を抱える子どもや家族に対する相談支援体制の充実		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	心の問題を抱える子どもが早い段階で身近な地域において専門的な診療や必要な療育支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して相談支援体制の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○子どもの心の診療ネットワーク事業

事業名：障がい児やその家族等に対する専門的な相談・療育指導体制の充実		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	障がい児やその家族の地域における生活を支援するため、障がい児（者）施設が有する専門性を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる機能の充実に図ります。  ○障がい児等療育支援事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：特別支援学校センター機能の充実		
担当課	特別支援教育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	特別支援学校において、特別な支援を要する地域の幼児、児童生徒とその保護者及び幼保小中高等学校からの相談に応じ、地域における相談支援の充実に図ります。  ○特別支援学校センター機能充実事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：ひとり親家庭等への相談支援体制の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要である。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋がられるよう、適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。  ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業
事業期間	平成 27～31 年度	

### 施策③ 児童虐待防止対策の充実強化

#### ○施策の目的

児童虐待から子どもを守るため、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援と各段階で切れ目のない総合的な支援を行う。

#### ○現状と課題

○児童相談所及び市町村における児童虐待に関する新規の相談対応件数は、全国的に増加し続けており、虐待による死亡事例も後を絶たない状況です。県内の新規件数は、高止まり傾向にありましたが、平成25年度は9年ぶりに200件を下回りました。

○児童虐待の種別としては、心理的虐待が最も多く、虐待者で最も多いのは実母となっています。

○児童虐待の未然防止や早期発見のためには、乳幼児健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業による支援等を行い、必要に応じて児童家庭相談の窓口や要保護児童対策協議会につなげることが重要です。

○児童虐待の発生や深刻化を予防するためには、妊娠期から、気になるレベルで早期に適切な支援を行うなど、妊娠・出産・子育てに関して相談しやすい体制を充実する必要があります。

○市町村で実施する乳幼児健康診査や予防接種などは、子どもの健康状態を確認でき、母親等の育児相談にも応じられる機会であることから、健康診査未受診等の家庭については、関係機関の連携により適切に子どもの状況把握等を行う必要があります。

○児童虐待について早期に適切に対応するためには、市町村、児童相談所、保健所、学校、警察、医療機関などの関係機関がより一層、連携強化し、虐待の予防から早期発見・早期対応、親子の再統合、自立支援に向けた取り組みを強化する必要があります。

○児童虐待の早期発見のためには、ひき続き、通告の義務や通告先、相談窓口などについて広く県民に周知し、虐待防止に取り組む機運の醸成を図る必要があります。

○児童虐待による死亡事案等、重大事案が起こった場合には検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じるほか、市町村が行う検証を支援する必要があります。

#### ○施策の方向性

○虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援の各段階において、保健・福祉・医療・教育・警察等の関係機関が連携し、切れ目のない支援を行い、子どもを虐待から守る地域ぐるみの支援体制の充実を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：養育支援訪問事業		
担当課	青少年家庭課	概要 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に監護させることが不相当であると認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。
実施主体	市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：母子生活支援施設・児童相談所との連携		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業） 相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。  ○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施策の活用
実施主体	県・市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：発生予防・早期発見・早期対応のための機能強化		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業） 児童虐待対応において最優先すべきは子どもの安全確認・安全確保であり、日頃から市町村、保健所、学校、警察、医療機関など関係機関と積極的に情報共有します。 また、法律・医療の専門家の助言を得たり、虐待対応機能強化のための研修を実施するなど、児童相談所のスキル向上に努め、地域ぐるみで子どもを見守る体制を強化します。  ○児童相談所虐待対応機能強化事業
実施主体	県・市町村・民間	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：子どもを虐待から守る意識の啓発		
担当課	青少年家庭課	<p style="text-align: center;">概 要（○：主な事業）</p> <p>県民に対して、児童虐待防止の重要性や地域での取り組みの必要性を広く周知するため、メディアでの広報や街頭キャンペーンを実施します。また、子どもが気軽に相談できる子ども専用電話相談事業に対する支援を行います。</p> <p>○虐待防止地域連携強化事業 ○子どもと家庭電話相談</p>
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

## 施策④ 社会的養護体制の推進

### ○施策の目的

社会的養護体制の質・量の拡充を図る。

### ○現状と課題

- 平成23年7月、国は「社会的養護の課題と将来像」において、「社会的養護は、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要がある」とされ、社会的養護を必要とする児童に「あたり前の生活」を保障していくことが重要であるとされました。
- 県内の社会的養護の状況は、里親委託率が全国的に比べると高いものの、児童養護施設等の大規模施設での養護の比重は、社会的養護全体の65%と半分以上を占めています。今後、県内の社会的養護が必要となる児童（以下、「社会的養護児童」という。）数は増加すると見込まれることから、県としても社会的養護の充実を図る必要があります。
- 社会的養護児童には、虐待を受けたり、発達障がい、知的障がい、情緒障がい等のある子どもが増えてきており、子どもの特性に応じた専門的ケアの充実及び、それを提供する人材の確保が必要になっています。
- 虐待のリスクの高い望まない妊娠等については、市町村や医療機関との連携により里親や養子縁組の制度周知をすることも必要です。
- 家族機能の回復が進まず、つながりが希薄なまま、施設入所や里親委託が長引くことが少なくありません。また、社会的養護児童数の増加は、家庭や地域の養育力の低下が原因であると指摘される中、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える体制を構築する必要があります。
- 家族から離れて暮らす社会的養護児童にとって、施設や里親等は、安全で安心な生活の場である事が大切です。
- 社会的養護児童が社会において自立していけるように、入所中から退所後も、適切な援助を行う必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。

### ○施策の方向性

- 児童養護施設等の本体施設定員を減らし小規模化をすすめるとともに、地域小規模児童養護施設を設置し、地域分散化を図ります。また、家庭養護を推進するために、里親登録者を増やすとともにファミリーホームを新設し、里親委託の増進を図ります。
- 虐待を受けた子どもや障がいがある子どもなど、その特性に応じた個別対応が必要な子どもに対し、専門的ケアの充実を図ります。併せて、施設の小規模化に対応した人員を配置し、子どもの発達段階に応じたケアを行える人材を養成します。

- 家族機能の回復を図り、家庭復帰を進め、併せて、復帰後のケアを実施します。また、施設や里親の子育てに関する専門的知識・スキルを活かして、育児に不安を抱える保護者への支援や、市町村が実施する子育て短期支援事業への支援など、地域の子育支援の拠点となるような取り組みを行います。
- 被措置児童の虐待防止及び虐待が発生した場合の早期発見・早期対応及び再発防止策のシステム化を実施します。
- 社会的養護児童の職業観・勤労観を育成し、幅広い職業選択が図れるようにするとともに、施設退所後の就労や社会生活等が円滑かつ安定したものとなるような体制づくりを支援します。
- ひとり親家庭、DV被害の母子、経済的に困窮している母子等の生活の安定や経済的な自立及び子どもの心身の健やかな成長を支援するため、母子・父子自立支援員による総合的な相談の充実を図ります。併せて、関係機関との連携、母子生活支援施設の活用等の支援を実施します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：里親委託等の推進		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	ファミリーホーム（養育者の住居で行う里親型のグループホーム）を設置するなど、里親委託率の向上を目指します。 そのために、里親制度の広報・周知や里親に対する研修・相談体制を充実するとともにファミリーホーム設置者に対して措置費の支弁や住居改修費用等による支援を行います。 新規の里親登録者の開拓と里親委託を促進し、登録里親の支援を行うため、里親会に里親支援機関事業を委託し、協働して、里親支援のための里親家庭訪問活動、里親制度の広報啓発活動、里親・里子交流会、施設訪問などの事業を実施します。
事業期間	平成 27～31 年度	○里親委託児童支援事業

事業名：小規模グループケアの設置・運営への支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	児童養護施設等の施設のケア単位の小規模化を図ります。 設置する社会福祉法人等に対して、措置費の支弁や施設整備の支援とともに専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家族支援及び地域支援の充実、そして子どもの権利擁護の推進など、家庭的養護推進のための支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○施設入所児童支援事業

事業名：地域小規模児童養護施設の設置・運営への支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	地域小規模養護施設の設置拡大により、施設機能の地域分散化を進め、地域支援へと拡大、施設の役割を大きく発展させます。設置する社会福祉法人等に対して、措置費の支弁や施設整備の支援を行うとともに、専門的なケアの充実及び人材の確保・育成、自立支援の充実、家族支援及び地域支援の充実、そして子どもの権利擁護を推進します。
事業期間	平成 27～31 年度	○施設入所児童支援事業

事業名：母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施策の活用

## 基本施策6 特に支援が必要な子どもや家庭への対応

### 施策① 障がい児への支援の推進

#### ○施策の目的

○市町村における保健、医療、福祉、教育等の各種施策が体系的かつ円滑に実施されるよう、専門的かつ広域的観点からの支援を行うとともに、教育体制の整備を図る等総合的な取り組みを進める。

#### ○現状と課題

- 障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制を構築していく必要があります。
- 障がい児への支援について、各教育機関において特別支援教育体制の整備が進み、各校種で連携した支援が実施されるようになってきているものの、中学校から高等学校の連携や、高等部卒業生の就労段階における支援が十分とはいえない状況があるため、支援を強化していく必要があります。
- 特別支援学校において、職業教育として外部人材を活用した進路学習の充実、キャリア教育の推進、就業支援として進路開拓や関係機関との連携に取り組んでいるが、知的障がい特別支援学校高等部の生徒の増加や障がい重度・多様化に伴い、現場実習先や職場開拓の拡充を行う必要があります。

#### ○施策の方向性

- 障がいの早期発見から療育、教育、就労等のライフサイクル全般において、関係機関の連絡協力による体制を整備し、障がい児に対する適切な住宅サービスや経済的支援を行います。
- 様々な障がいの特性や必要な配慮に関する理解の促進を図り、障がい児が暮らしやすい地域づくりを進めます。
- 発達障がいについては、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村を中心とした地域体制の整備、中核となる人材の育成、発達障がいに関する啓発や情報提供等を行い支援の充実を図ります。
- 障がい児一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、そのニーズに応じた適切な教育的対応を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	<p>県民が、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくための取り組みを実施し、障がい児をはじめ誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）づくりを進めていきます。</p> <p>○「あいサポート運動」事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：障がい児在宅サービスの充実		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	<p>障がい児やその家族が住み慣れた地域でいきいきと生活ができるよう、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居宅介護、短期入所（ショートステイ）、障がい児を一時的に預かって見守る日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。</p> <p>○障害児通所支援事業 ○障害福祉サービス事業 ○地域生活支援事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：障がい児への経済的な支援		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	<p>在宅の重度の障がいのある児童を監護・養育する者に対する特別児童扶養手当や重度の障がい児に対する障害児福祉手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>○特別児童扶養手当支給事業 ○障害児福祉手当支給事業</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：発達障がい児支援体制の整備		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携し、発達障がいの早期発見・早期療育による一貫した支援を行うとともに、発達障がい者支援センターを中心とした地域生活支援体制の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○発達障がい者支援体制整備事業

事業名：高次脳機能障がい児支援体制の整備		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	障がい保健福祉圏域ごとに支援拠点を設置し、頭部外傷や脳血管障がいなどの原因により、言語や記憶などの機能に障がいが起こり、日常生活、社会生活への適応が困難となる高次脳機能障がい児やその家族に対し支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○高次脳機能障がい者支援事業

事業名：極めて重度の障がい児への支援		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童やその家族の地域生活を支援するため、短期入所（ショートステイ）や日中一時支援等のサービスが提供できる体制を整備するとともに、専門的療育やリハビリが受けられない地域に専門職員を派遣するなど、身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○重症心身障がい児（者）在宅サービス提供体制整備事業 ○重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業

事業名：放課後健全育成		
担当課	障がい福祉課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	放課後及び長期休暇期間に、空き教室等を利用して特別支援学校に通学する在宅の児童・生徒を預かり、保護・養育を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○ハッピーアフタースクール事業

事業名：放課後児童クラブの障がい児受入れ推進		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する指導員を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	また、国補助対象とならない小規模な放課後児童クラブが障がい児を受入れた場合に係る経費を補助することで、小規模なクラブでの障がい児の受入れの推進を図ります。
		○放課後児童健全育成事業 ○しまねすくすく子育て支援事業

事業名：特別支援教育体制の総合的な推進		
担当課	特別支援教育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	保育所、幼稚園から高等学校までの障がいのある幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画に基づく、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○特別支援教育体制整備推進事業

事業名：特別支援学校の進路開拓		
担当課	特別支援教育課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	特別支援学校高等部で就労を希望する生徒が就労できるよう、就業に向けた知識技能の向上を図るため、企業等での現場実習を行います。 また、生徒の就労についての理解及び就労の場を確保するため、職場開拓や進路開拓推進協議会を開催します。
事業期間	平成 27～31 年度	○特別支援学校職業教育・就業支援事業

事業名：障がい児等保育対策		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	障がい児等の受入に積極的に取り組む保育所等に保育士の配置や受入れ体制整備にかかる経費を補助することで、障がい児等の保育の促進を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○しまねすくすく子育て支援事業

事業名：障がい児の預かり事業		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	市町村	専門的な知識をもって子どもの預かりなどの援助を行える者の養成・登録、相互援助活動の調整等を行う場合にかかる経費を補助することで、障がい児の預かり事業の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○しまねすくすく子育て支援事業

## 施策② ひとり親家庭等の自立支援の推進

### ○施策の目的

ひとり親家庭等が安心して暮らすことができるよう、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等、総合的な自立支援を推進する。

### ○現状と課題

- ひとり親家庭等の自立の促進と生活の安定を図るためには、これまでの経済的支援中心の支援から、子育て・生活支援、就業支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要があります。
- ひとり親家庭等が増加傾向にある中で、就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等の自立を促進していく必要があります。
- ひとり親等が抱える様々な困り事の上位に、子どもの進学や就職などがあります。
- ひとり親等本人の年間就労収入は低く、母子家庭のみならず父子家庭も経済的に厳しい状況に置かれています。また、ひとり親等の多くが非正規雇用で働き、稼働所得が不十分であることや、就業の希望も様々であることから、個々のひとり親家庭等の置かれた状況に応じたきめ細かな就業支援を行っていく必要があります。
- 子どもの進学や就職への悩みを抱えるひとり親等が多いことから、世代間の貧困の連鎖を防止するためにも、学習支援や児童訪問援助等、ひとり親家庭等の児童を対象とした支援の拡充を行っていく必要があります。
- ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせる総合的な相談・支援を行う必要があります。また、相談窓口や支援策を知らないために、必要な支援が受けられないことがないように、相談窓口や支援策を周知していく必要があります。
- DV被害の母子、経済的に困窮している母子等に対しては、児童相談所や女性相談員等の関係機関が連携した支援や、母と子が一緒に生活しつつ支援ができる母子生活支援施設を活用した支援を行っていく必要があります。
- 平成24年の民法改正により、協議離婚の際に父母が定める事項として「養育費の分担」と「面会交流」が規定されましたが、その取り決め・履行が十分に進んでいない現状があります。

### ○施策の方向性

- 子育てと生計の担い手という二重の役割を1人で担うひとり親家庭等の生活の安定を図り、経済的な自立に向けた支援を行うとともに、子どもが心身ともに健やかな成長をしていくため、子育て・生活支援や、養育費確保・面会交流の支援及び経済的支援を柱とした総合的な支援を行います。
- 仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進します。また、安心・安全な生活を営むことができ

るよう、入居債務保証支援事業を活用し社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行います。

○各種職業訓練や就業支援給付金について広く周知するほか、市町村、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等と連携し、巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用を図ります。また、より安定的な雇用や収入を確保することで経済的自立が図られるよう支援を行います。

○就業やより良い条件での転職を支援し、就業により収入を安定的に確保するため、高卒認定試験講座を受講するひとり親等に対し、受講費用の一部を支給するなど、学び直しの支援を行います。

○ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給を行います。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦貸付金を活用するとともに、貸付後のひとり親家庭等の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。

○個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度につなげられるよう相談窓口や支援策を周知し、適切な相談対応を行うとともに、情報共有の充実に努めます。併せて、市町村や関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。

○市町村福祉事務所の窓口就業支援の専門性を確保するため、地域の実情に応じて「就業支援専門員」を配置するなど、母子・父子自立支援員等と連携した総合的な支援体制を構築・強化するための取り組みを推進します。

○親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある児童の心の支えとなる児童訪問援助員派遣の取り組みを推進します。また、世代間の貧困の連鎖を防止するために、学習支援ボランティア等の派遣による学習支援など、子供の貧困対策に関する大綱に基づき、関係機関と連携しつつ子どもに対する支援の取り組みを推進します。

○相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、母子・父子自立支援員や児童相談所、母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。その際、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の積極的な活用を働きかけます。

○子どもの自尊感情や心の安定をはぐくむため、また、離れて生活する親との絆を継続させるため、養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促し、専門家と連携し心理面に沿った段階的な支援を行うなど、関係機関や民間団体と連携し養育費確保と面会交流の支援を行います。

○目的を達成するための主な事業

事業名：子育て・生活支援の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進していきます。
事業期間	平成 27～31 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子生活支援施設における生活及び自立支援</li> <li>○身元保証人確保対策事業</li> <li>○ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施</li> <li>○ひとり親家庭等生活支援事業の実施</li> <li>○公営住宅における優先入居の推進</li> </ul>

事業名：就業支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県	各種職業訓練や就業支援給付金についての周知、島根県母子寡婦福祉連合会やハローワーク等労働関係機関との連携による巡回相談や母子・父子自立支援プログラムの積極的な活用等、ひとり親家庭等の状況に応じたきめ細やかな就業支援により、経済的自立が図られるよう支援します。
事業期間	平成 27～31 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子家庭等就業・自立支援センターによる支援</li> <li>○母子・父子自立支援プログラム策定事業</li> <li>○公共職業訓練の実施</li> <li>○就業支援講習会</li> <li>○母子・父子自立支援員による就業相談</li> <li>○準備講習付き職業訓練</li> <li>○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業</li> </ul>

事業名：就業機会の拡充		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	<p>雇用の場の創出や様々な主体による主体による就業支援など、社会的な取り組みへの機運を醸成します。</p> <p>○ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ</p> <p>○公共施設における雇用の促進</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：養育費確保・面会交流の支援		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	<p>子どもの自尊感情や心の安定をはぐくむための養育費確保と面会交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を促すなど、養育費と面会交流の確保に向けた支援を行います。</p> <p>○養育費確保・面会交流に向けた啓発の推進</p> <p>○法律相談事業の実施</p> <p>○ひとり親家庭等生活向上事業</p> <p>○母子家庭等就業・自立支援センター事業（養育費相談）</p> <p>○関係機関との連携及び利用</p>
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：経済的支援の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
担当課	青少年家庭課	ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図り、適切な支給を行います。 また、母子寡婦福祉資金貸付の対象が新たに父子家庭へ拡大されることから、対象者への周知徹底を図ります。
実施主体	県・市町村	資金貸付を希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦福祉資金を活用するとともに、貸付後の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子父子寡婦福祉資金の貸付</li> <li>○福祉医療費助成の実施</li> <li>○各種減免制度・奨学金制度の実施</li> <li>○児童扶養手当の給付</li> <li>○保育所保護者負担金の減免</li> <li>○生活福祉資金の貸付</li> </ul>

事業名：ひとり親家庭等への相談支援体制の充実		
担当課	青少年家庭課	概要（○：主な事業）
担当課	青少年家庭課	ひとり親家庭等は、親族等の援助を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多いため、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行う必要があります。
実施主体	県・市町村	このため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋がられるよう、適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努める。併せて、関係機関との連携により、母子・父子自立支援員等の資質向上を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子・父子自立支援員による総合的な相談</li> <li>○島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業</li> </ul>

事業名：母子生活支援施設・児童相談所との連携（再掲）		
担 当 課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県・市町村	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。
事業期間	平成 27～31 年度	○母子・父子自立支援員による総合的な相談 ○関係機関との連携及び利用 ○母子生活支援施策の活用